

# そのほかの骨髄等提供に係る通院・入院期間中のサービス提供について

(令和8年4月1日現在)

事業名	対象	利用時間・日数	利用者負担	担当部署
一時預かり保育	生後8カ月から小学校就学前までの、健康で集団生活が可能な児童 (認可保育園等に入学されていない児童)	私立園及び区立指定管理者運営園 月～土曜日 午前8時～午後6時の間の保育の 必要な時間	1日4時間まで2,000円 以降1時間ごとに500円 食事・おやつは500円(食事又はおやつを希望する方のみ)	保育課 03-3908-9127
ベビーシッター利用支援事業 (一時預かり利用支援)	満6歳に達する年度の末日までの児童 ※障害児の場合は、満12歳に達する年度の 末日まで	〔助成対象時間(上限)〕 児童1人当たり年144時間まで (多胎児・障害児・ひとり親家庭の 児童の場合は、児童1人当たり 年288時間まで)	〔助成金額(上限)〕 ベビーシッター利用料について以下の上限額まで助成 ・午前7時から午後10時まで 1時間当たり2,500円を上限に助成 ・午後10時から午前7時まで 1時間当たり3,500円を上限に助成	保育課 03-3908-1333
乳幼児ショートステイ事業	生後43日から2歳未満のお子さん	全日または宿泊 (1回の利用申請につき7日以内)	養育料1泊 4,000円、実費負担有	聖オディアアホーム乳児院 03-5848-2230
子どもショートステイ事業	2歳から18歳に到達した日以後 最初の3月31日までのお子さん	全日または宿泊 (1回の利用申請につき7日以内)	養育料1日(1泊) 2,000円、実費負担有	聖美ホーム 070-1417-5291
協家家庭ショートステイ事業	2歳から18歳に達した日以後 最初の3月31日までのお子さん	全日または宿泊 (1回の利用申請につき7日以内)	養育料1日(1泊) 2000円、実費負担有	子ども家庭支援センター 03-3914-9565
ファミリーサポート・センター事業 ※申込み及び、説明会の受講が 必要になります。ご利用時は、 事前にご相談下さい。	生後57日から12歳(小学校6年生)まで の子ども	午前7時から午後8時まで	謝礼の基準 ・月～金曜日 午前7時から午後8時 子ども1人1時間あたり 800円 ・月～金曜日 午前7時以前、午後8時以降 ・土・日・祝日 ・12月29日～1月3日 子ども1人1時間あたり 900円 きょうだい同時期預かりの場合、2人目は半額 1時間あたり400円または450円	ファミリーサポートセンター 03-3912-1909
学童クラブ	小学1～3年生	学校授業日：授業終了後～ 午後6時(午後7時まで時間延長 あり) 学校休業日(日・祝・年末年始を 除く)：午前8時15分～午後6時 (午後7時まで時間延長あり ※土曜日を除く)	月額6,500円(おやつ代含む) (延長育成料 月額2,000円)	子どもわくわく課 03-3908-9361
居宅介護	介護を必要とする障害者 ※要区分認定	通年	サービス費用の原則1割負担 (所得によっては自己負担の上限月額があります)	障害福祉課  赤羽地区 03-3903-4161 王子・滝野川地区 03-3908-1358
重度訪問介護	介護を必要とする障害者 ※要区分認定(区分4以上)	通年	サービス費用の原則1割負担 (所得によっては自己負担の上限月額があります)	
短期入所	介護を必要とする障害者 ※要区分認定	宿泊	サービス費用の原則1割負担 (所得によっては自己負担の上限月額があります) ※食費及び諸雑費の実費負担あり	
同行援護	視覚障害者	通年	サービス費用の原則1割負担 (所得によっては自己負担の上限月額があります)	
手話通訳者派遣	聴覚障害者 ※手帳所持者	通年	利用者負担なし	
短期入所生活介護 (ショートステイ)	介護保険法の要支援・要介護と 認定された方	宿泊	サービス費用の1割～3割(要介護度、多床室・従来型個室・ ユニット型個室により費用設定あり)	要支援の方： お住まいの住所地の高齢者あ しんセンター 要介護の方： 担当の居宅介護支援事業者
短期入所療養看護介護 (ショートステイ)		宿泊	サービス費用の1割～3割(要介護度、多床室・従来型個室・ ユニット型個室により費用設定あり)	
訪問介護 (ホームヘルプサービス)			サービス費用の1割～3割	
通所介護(デイサービス)			サービス費用の1割～3割	
高齢者緊急生活支援	介護保険法の要支援・要介護と認定された 方を除く、おおむね65歳以上の方で、 一時的に在宅生活が困難な方	宿泊	利用者の所得状況及び利用施設等で費用が異なります。 詳しくはお問合わせください。	高齢福祉課 03-3908-9083

※ ご利用には料金がかかりますので、ご利用の際には担当部署にお問い合わせください。